

非居住者が海外で受領する保険年金の課税関係

税理士 高山 政信

〔事実関係〕

香港に居住する甲、タイのチェンマイに居住する乙及びフィリピンのセブに居住する丙は、内国法人を定年退職してからそれぞれ過去勤務したことがある国へ移住して3年経っている。このたび、内国法人勤務時に始めた保険年金の支払が開始されることになったが、それぞれの課税関係はどのようになるのか。

〔ポイント〕

非居住者として海外で保険年金を受領した場合の課税関係を次の項目に分けて検討する。

- 1 保険年金の意義
- 2 国内法の課税関係
- 3 租税条約の適用関係

〔検討〕

1 保険年金の意義

保険年金とは公的年金等以外の年金をいい、国内源泉所得とされる保険年金とは国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約、損害保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金で公的年金等に該当するもの以外のものをいい、年金の支払の開始の日以後にその年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及びその

契約に基づき年金に代えて支給される一時金が含まれる（所法161十）。

政令で定める契約とは、所得税法施行令183条3項（生命保険契約等の意義）に規定する生命保険契約等又は184条1項（損害保険年金等に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する損害保険契約等であつて、年金を給付する定めのあるものとされている（所令287）。

2 国内法の課税関係

非居住者が保険年金だけ受領する場合、次の算式により計算された金額が源泉徴収され、国内での課税関係が終了する（所法213①一八、所令329②、296）。

（算式）

課税所得 (A) × 20% = 源泉徴収税額

(1) 年金のみを支払う内容である場合

A = 年金 - B

B = 年金 × C

$C = \frac{\text{保険料等の総額}}{\text{その支払総額(*)}}$

(* : その支払われる総額が確定していない場合は見込額)

(2) 年金のほか一時金を支払う内容である場合

イ 年金のとき

A = 年金 - B

B = 年金 × C

$$C = \frac{\text{保険料等の総額} \times \frac{\text{その支払総額}^{(*)}}{\text{その支払総額}^{(*)} + \text{一時金}}}{\text{その支払総額}^{(*)}}$$

ロ 一時金 のとき

$$A = \text{一時金} - B$$

$$B = \text{保険料等の総額} - C$$

$$C = \text{保険料又は掛金の総額} \times \frac{\text{その支払総額}^{(*)}}{\text{その支払総額}^{(*)} + \text{一時金}}$$

(* : その支払われる総額が確定していない場合は見込額)

(3) 具体的な税額計算

海外に移住した甲は、生命保険会社の保険年金契約を締結しており、一時金の支払はなく、2か月ごとに20万円の年金を受け取ることになっている。保険契約の内容は次のとおりである。

① 保険年金の支払額と総額：有期の10年間で毎年120万円（総額1,200万円）

② 保険金の保険料総額：900万円

③ 源泉徴収税額 = $A \times 20\% = 5 \text{万円} \times 20\% = 1 \text{万円}$

$$A = 20 \text{万円} - B = 20 \text{万円} - 15 \text{万円} = 5 \text{万円}$$

$$B = 20 \text{万円} \times C = 20 \text{万円} \times 0.75 = 15 \text{万円}$$

$$C = \frac{900 \text{万円}}{1200 \text{万円}} = 0.75$$

3 租税条約の適用関係

我が国は香港と租税条約の締結がなく、かつ、日中租税条約は香港については適用がないため、香港の居住者である甲は国内法どおりの適用関係となる。

(1) 日タイ租税条約

日タイ租税条約においては年金についての規定がなく、その他所得条項の20条3では次のとおり規定している。

「一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。」

したがって、国内源泉とされる保険年金については、我が国でも国内法どおり課税されるこ

とになる。

(2) 日比租税条約

日比租税条約18条では、次のとおり規定している。

「次条(2)の規定（注：政府職員条項）が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。」

したがって、保険年金については、居住地国のみで課税されることになる。

なお、租税条約において保険年金について居住地国で課税されることのみを規定し、その意義を規定していない場合、国内法の意義を有することと解されている。

4 まとめ

租税条約において保険年金については居住地国課税を規定しているフィリピンの居住者丙については我が国において課税されないこととなるが、租税条約の締結があるが保険年金については国内法どおりの規定となるタイの居住者乙及び租税条約の適用のない甲については国内法どおり課税されることとなる。